

マンガでわかる！

労働法

第2回 退職後に横領発覚！

監修・構成：弁護士 橋本 拓朗
弁護士 越川 芙紗子

©2012弁護士法人リバーシティ法律事務所



【懲戒解雇された場合の退職金の取扱い】

第〇条
懲戒解雇された者に対しては
退職金は不支給とする。
ただし、情状により
一部減額して
支給することもある。

ナガタ文具の
退職金規程は
こうなっていました

すなわち！

退職金規程を
チェックして
みましょうか

退職してるなら
懲戒処分は
できないわね

今から
懲戒は
できませんか？

悪田さんは
自主退職しているの
で
「懲戒解雇された者」
とはいえませんが

**横領は
ダメ！
絶対！
だけど！**

この退職金規程では
退職金不支給の
場合に当たらない
んです！

再発防止のために
退職金規程を
見直しましょう！

退職金……
まるまる……
払い損……

暗いよ……

